

重要なお知らせ

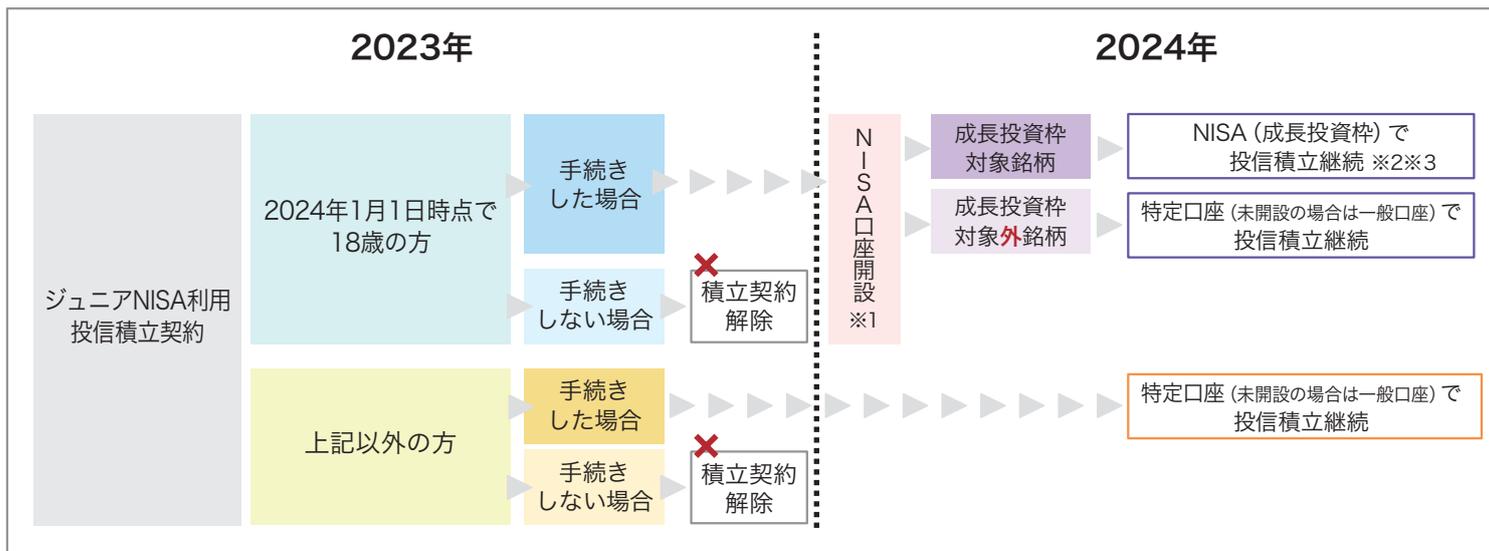
ジュニアNISA制度改正に伴う投信積立のお取扱いについて

1. 2024年以降の投信積立のお取扱いについて

ジュニアNISA制度改正に伴い、2024年1月以降ジュニアNISA口座での新規買付は停止となります。そのため、ジュニアNISA口座でご契約いただいている投信積立契約につきましては、2023年12月の買付をもって契約を終了とさせていただきます。

2. 2024年以降も継続して投信積立をご希望のお客様

2024年以降も継続して投信積立をご希望の場合、大変お手数ですが**11月10日まで**にお取引店にお電話いただき、あらためてお申込みのお手続きをよろしくお願いたします。



- ※1 2024年1月1日時点で18歳となる方で野村證券にジュニアNISAを開設いただいている方は投信積立の継続意向の有無にかかわらず2024年にNISA口座が自動で開設されます。
- ※2 2024年以降買付した分は、ジュニアNISAとは別枠で管理されます。
- ※3 特定口座（未開設の場合は一般口座）での投信積立継続もお手続きいただけます。

? ジュニアNISAで保有する商品はどうなる？

ジュニアNISA口座の非課税期間（5年間）は年齢に関係なくジュニアNISA勘定にて非課税で保有することができます。また、ジュニアNISA口座の非課税期間満了年の翌年1月1日時点で17歳以下である場合には、特段の手続きをすることなく「継続管理勘定」に移管され、1月1日に18歳である年の前年末まで非課税保有可能です。

3. 2024年からの新NISA制度とは？

家計の資産を貯蓄から投資へ積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、2023年度の税制改正により、2024年以降、NISA制度（少額投資非課税制度）は抜本的拡充・恒久化されます。

	つみたて投資枠	成長投資枠
制度の併用	同時併用可 ※1	
投資枠	あわせて360万円	
	120万円	240万円
	1,800万円 ※2 (うち成長投資枠は最大1,200万円まで保有可能)	
対象商品	投資信託 (条件を満たした商品のみ) ※3	上場株式・投資信託 など (一部除外商品あり) ※4
購入方法	積立	一括(スポット)・積立
口座開設・非課税期間	無期限 (恒久化)	
対象年齢	18歳以上の方 (ご利用になる年の1月1日現在で18歳以上の方)	

※1 同一金融機関でのみ併用可能

※2 簿価（＝取得価額）残高方式で管理（枠の再利用が可能）

※3 長期の積立・分散投資に適した公募株式型投資信託で金融庁への届出商品に限定

※4 以下のものを除外①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等

(一般NISA・つみたてNISAのご利用にあたり、共通してご留意いただきたい事項)

- ・2024年以降、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができません。
- ・一般NISA、つみたてNISA及びジュニアNISAで買付けた商品は、2024年以降のNISAに移管できません。
- ・2023年末時点で利用可能な一般NISA又はつみたてNISA口座を開設している場合、2024年に当社に新しいNISA口座が自動開設されます。また、2024年以降、ジュニアNISA口座を開設している方が、2024年以降の1月1日時点で18歳である場合、当社に新しいNISA口座が自動開設されます。

(2024年以降のNISAのご利用にあたり、ご留意いただきたい事項)

- ・特定預り、一般預りとして保有している上場株式等をNISA預りに移管することはできません。
- ・NISA預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は非課税となります。ただし、当該分配金を再投資する際、当社ではNISA預り以外のお預り(特定預りや一般預り)でのご購入となります。
- ・投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、NISA預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA預りにおける非課税のメリットは享受できません。
- ・お客様のご住所・お名前・お取引店が変更となる場合または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。
- ・成長投資枠のご利用にあたり、上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。株式数比例配分方式のお申込みはお取引店にお申付けください。
- ・つみたて投資枠のご利用にあたり、つみたて投資枠に係る積立契約(累積投資契約)により買付けた投資信託について、原則として年1回、信託報酬等の概算値を通知いたします。
- ・法令により、当社は、NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における、お客様のお名前・ご住所について確認させていただきます。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品をNISAへ受入れることができなくなります。

(つみたて投資枠を利用した投資信託のお取引について)

購入時手数料はございません。なお、換金時には基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額を、投資信託の保有期間中には信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大1.65%(税込み・年率))等の諸経費をご負担いただく場合があります。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の価格や為替の変動等により基準価額が変動することから、損失が生じるおそれがあります。個別の投資信託ごとに費用やリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.43%(税込み)(20万円以下の場合は、2,860円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。